

賃貸借契約書（案）

安芸太田町（以下「甲」という）と＜売主＞（以下「乙」という）と＜リース会社＞（以下「丙」という）との間に、大判プリンター（以下物件）の賃貸借に関し、次の条件により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 丙は、この契約に定める条件に従い丙の所有物である物件を甲の使用に供するものとし甲はその給付の対価としてその代金を支払うものとする。

（契約保証金）

第2条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（契約期間）

第3条 この契約期間は、令和7年11月1日から令和12年10月31日までとする。

（物件及びその設備）

第4条 物件の機種及び設置場所は、別紙のとおりとする。

2 甲は物件の設置場所の変更又は現状の変更を行うときは事前に丙に通知するものとし、その費用は甲が別に負担するものとする。

（賃貸借料）

第5条 物件の賃貸借料は別紙のとおりとする。

（租税の負担）

第6条 甲は、この契約に係る消費税及び地方消費税を負担し、賃貸借料の支払いと同一の方法により丙に支払う。なお、甲は、消費税及び地方消費税率が変更された場合、関係法令に基づき変更後の税率による消費税及び地方消費税については協議する。

（賃貸借料の支払い）

第7条 丙は、第5条に定める賃貸借料を毎月毎に所定の手続きに従って甲に請求するものとする。

2 甲は丙の正当な請求書を受領した日から30日以内に、賃貸借料を丙に支払うものとする。

（遅延利息）

第8条 甲が前条第2項の期間内に支払いをしなかったときは、遅延した金額に対して支払い期限の翌日から支払日まで、契約日における「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延利息を丙に支払うものとする。

2 前項により計算した遅延利息の金額が 100 円未満であるとき、又は遅延利息の金額の 100 円未満の端数については切り捨てるものとする。

3 天災その他やむを得ない理由によるときは、遅延日数に算入しないものとする。

(物件の使用・管理)

第 9 条 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

2 丙は、甲が故意又は重大な過失により物件に損傷を与えたときには、甲に対してその賠償を請求することができる。

3 甲は、事前に書面により丙の承認を得た場合を除き物件を譲渡し、又は転貸してはならない。

(保険)

第 10 条 丙は、物件につき契約期間中継続して甲を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担する。

2 甲は、動産総合保険普通約款に基づく保険事故が生じたときは、ただちに丙に通知するものとする。

3 甲は、保険事故により保険会社から丙に支払われた保険金の限度内において、丙に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(保守)

第 11 条 物件の保守については、乙が対応するものとする。

(契約の解除)

第 12 条 甲及び丙は相手方が、この契約を履行しない場合は相手方に対し催促を行い、その後も履行がなされないときは書面による通知によりこの契約を解除することができる。

2 甲または丙は、相手方から契約を解除された場合、これに生ずる損害を賠償するものとする。

3 丙は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除された場合において、既に賃貸借料の支払を受けているときは、甲の指示する期日までに、甲が当該解除に係わる部分に相当する賃貸借料として定める額を甲に返還するものとする。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第 13 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除した場合は、残りの賃貸借期間に支払うべき賃貸借料を違約金として丙に支払わなくてはならない。

(疑義)

第 14 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じた場合、甲乙丙協議して決定するものとする。

この契約締結の証として本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1
安芸太田町
安芸太田町長 橋 本 博 明

乙 <売主>

丙 <リース会社>

<別紙>

設置場所及び賃貸借料

設置場所	機種・数量	賃貸借料 (消費税及び地方消費税を含 めない月額)	支払方法
安芸太田町 川・森・文化・交流センター (安芸太田町大字加計 5908 番地 2)	大判プリンター キャノン製 TM- 3 5 0 一式	〇〇,〇〇〇円	銀行振込